

パブリック・コメント等を踏まえた第4期愛知県医療費適正化計画（案）の主な修正点について

（軽微な語句の訂正等を除く）

| 医療費適正化計画目次 | | 原案からの主な修正点 |
|--------------------------|---------------------------------|---|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 計画策定の趣旨 | ・時点修正 |
| | 2 計画の位置付け | |
| | 3 計画期間 | |
| 第2章 現状と課題 | 1 医療費の動向 (1) 国民医療費と本県の医療費の状況 | ・令和3（2021）年度の国民医療費を表1、図1、図2、図3に反映 |
| | (2) 後期高齢者医療費の状況 | ・愛知県の将来推計人口（令和5年推計）を図4に反映 |
| | (3) 疾病と医療費の状況 | ・愛知県の将来推計人口（令和5年推計）を図6に反映 |
| | 2 生活習慣病の予防 (1) メタボリックシンドローム | |
| | (2) 特定健康診査・特定保健指導 | |
| | (3) 喫煙等 | |
| | (4) 糖尿病の重症化予防 | |
| | 3 その他 (1) 後発医薬品及びバイオ後続品 | |
| | (2) 医薬品の適正使用 | |
| | (3) 医療需要の変化 | |
| 第3章 目標 | 1 県民の健康の保持の推進に関する事項 | ・「たばこ対策に関する事項」及び「生活習慣病等重症化予防の推進に関する事項」について、第3期健康日本21 あいち計画と整合性を図り、目標値を修正 |
| | 2 医療の効率的な提供の推進に関する事項 | ・「後発医薬品の使用促進に関する事項」について、目標値を「新たな政府目標を踏まえ設定」に修正 |
| 第4章 本県が取り組む施策 | 1 県民の健康の保持の推進に関する施策 | ・第3期健康日本21 あいち計画と整合性を図り、本文を修正 |
| | 2 医療の効率的な提供の推進に関する施策 | |
| 第5章 計画期間における医療に要する費用の見込み | | ・令和3（2021）年度の国民医療費及び国の医療費推計ツールによる推計値を図30、表2、表3に反映 |
| 第6章 計画の達成状況の評価 | | |
| 第7章 計画の推進 | | <p>・パブリック・コメント意見に基づき、「関係者の意見の反映」に保険者協議会の役割を追記</p> <p>「「高齢者の医療の確保に関する法律」の第12条第1項には、「都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴いて、当該計画の実績に関する評価を行う」こととされています。愛知県保険者協議会では、保険者等と連携を図りながら、医療費適正化計画の実施について、県への協力及び意見提出を行っています。」を追記</p> |